

忘れていませんか？
役員の変更届出の手続き

NPO法人のみなさまへ

NPO法人の役員は、法律で任期が2年以内と定められています。

任期が終了した際、役員が変更になる場合はもちろん、同じ人が続けて役員をされる場合(再任)も、以下の手続きが必要です。

① 法務局への登記の変更

(法務局への提出書類については、各法務局の事務所へお尋ねください)

② 東京都への役員変更等届出書(理事・監事とも)

(法務局へ登記した後、東京都へ届出の書類を提出してください。)

※東京都への役員変更届出書の添付書類

新たに役員になる人は、役員変更届出書の他、以下の添付書類が必要です。

- ① 就任承諾書及び宣誓書(コピー可)
- ② 住民票(原本)

☆ 理事→監事、監事→理事になる場合は、①のみ提出が必要です。

☆ 代表者の変更がある場合は、変更届出書に新旧の代表者を記載してください。

注意！

役員の変更届が提出されないと、特定非営利活動促進法第49条の違反として、罰則が適用される場合があります。

東京都生活文化局
都民生活部管理法人課 NPO法人係
Tel: 03-5388-3095